

## 春日部市保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、保育所等における保育士のための宿舎借り上げを支援することにより、保育士の確保及び定着並びに離職防止を図るため、保育士宿舎借り上げ支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 保育士宿舎借り上げ支援事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日付け・雇児発0417第2号）別添5保育士宿舎借り上げ事業実施要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において「保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6号に規定する認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を市区町村以外の者が運営する施設をいう。

2 この要綱において「保育士宿舎借り上げ支援事業」とは、市内に設置された保育所等が保育士の宿舎を借り上げ、当該宿舎に保育士を居住させる事業をいう。

(事業内容)

**第3条** 保育士宿舎借り上げ支援事業は、市内に設置された保育所等が保育士の宿舎を借り上げ、当該宿舎に保育士を居住させるもので、当該事業における居住対象者（以下「居住対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育士として保育所等に採用された日が属する会計年度から起算して、5年目の会計年度末までの者（平成24年度以前に保育所等が借り上げた宿舎に入居している者を除く。）

(2) 勤務時間が、1日6時間以上かつ月20日以上で、常態的に勤務する者

(3) 単身者であり、住民票上の世帯主である者又はひとり親家庭の住民票上の世帯主で、同居の18歳以下の子を養育している者若しくはそれと同様の状況であると市が認めた場合である者

(事業実施の要件)

**第4条** 保育士宿舎借り上げ支援事業における借り上げ施設は、市内の家屋で、居住対象者及び利害関係者が所有する施設であってはならない。

(借り上げ費用)

**第5条** 宿舎の借り上げ費用の対象は、賃借料、共益費、管理費その他市長が必要と認める経費とする。ただし、他の制度により費用負担がなされている場合は、対象としない。

2 宿舎借り上げを行う保育所等が、居住対象者から賃借料等を徴収している場合は、当該額を控除し算定するものとする。

(留意事項)

**第6条** 保育士宿舎借り上げ支援事業を実施する保育所等は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 居住対象者が未入居の月は、保育士宿舎借り上げ支援事業の対象とならないこと。

(2) 第1条の趣旨に鑑み、保育士の就業継続に努めること。

(書類の整備)

**第7条** 保育所等は、保育士宿舎借り上げ支援事業の実施に関する必要な書類を整備し、保管しなければならない。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(春日部市保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱の廃止)

2 春日部市保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱（平成31年3月29日制定）は、廃止する。